

本官報の目録は、各省庁の官報に於て、同様の目録を掲載するものとする。但し、各省庁の目録に於て、同様の目録を掲載しないものは、本官報の目録に掲載しない。又、各省庁の目録に於て、同様の目録を掲載するものとする。但し、各省庁の目録に於て、同様の目録を掲載しないものは、本官報の目録に掲載しない。

<p>法律</p> <p>二四八 横浜国債建設法 三〇二 二四九 神戸国債港務建設法 三〇三 二五〇 奈良国債文化観光 三〇四 二五一 京都国債文化観光 三〇五 市建設法 三〇六 政令 三〇七</p>	<p>三〇一 連合国占領軍財産等 收受所持禁止令中改 正 三〇二 空中空軍の利用等 に関する政令 三〇三 日本政府在外事務所 増徴令 三〇四 鉄道公安職員所管区 域外職務執行令 三〇五 酒類審議会委員並び に商品取引所審議会 の会長及び委員の給 與に関する政令 三〇六 輸出貿易管理令等 改正 三〇七 自作農の創設に關 する政令の一部を改 正 三〇八 船員外航在事令 三〇九 農業共済再審議令 三一〇 農林野事業特別 会計規則改正 三一一 国有林野事業特別 会計規則改正</p>	<p>三二二 警察法施行令中改正 三二三 入国警務官官制令 三二四 占領地人工業所有権 後援措置登録令中改 正 三二五 自衛農創設特別措置 令改正 三二六 自衛農創設特別措置 法施行令中改正 三二七 自衛農創設特別措置 法及び農地調整法の 適用を受けるべき土 地の譲渡に関する政 令施行令 三二八 海上保安庁法等中改 正 三二九 建築基準法の施行期 日を定める政令 三三〇 日本専売公社計 制定、日本専売公社 の会計に関する政令 廃止、日本専売公社 に対する法令の適用 等に関する政令中改 正 三三一 特定契約審査令中 改正 三三二 地方公共団体手続料 令中改正 三三三 火葬規則補法施行令 制定、火葬規則 補法施行規則廃止 三三四 連合団体に對する刑 事事件等特別措置令 制定、ポツダム宣言 の受諾に伴い免する 命令に關する件に基 く民事裁判権の特例 に關する勅令中改正 三三五 罰令制定、ポツダム 宣言の受諾に伴い免 する命令に關する件 に基く刑事裁判権等 の特例に關する勅令 廃止</p>	<p>三三六 二 價格表記の體裁及び 箱物に關する約定 三三六 三 代金引換郵便物に關 する約定 三三六 四 郵便爲替に關する約 定 三三六 五 郵便振替に關する約 定 三三六</p>	<p>三三六 二 價格表記の體裁及び 箱物に關する約定 三三六 三 代金引換郵便物に關 する約定 三三六 四 郵便爲替に關する約 定 三三六 五 郵便振替に關する約 定 三三六</p>
<p>府令</p> <p>四〇 公印の寸法中改正 四一 警察予備隊本部組織 規程中改正 四二 地方公共団体手続料 規則中改正 ●法務省 四三 法務局及び地方法務 局の支局及び出張所 設置規則中改正 四四 登記事務委任規則中 改正 四五 法務局及び地方法務 局の支局及び出張所 設置規則中改正</p>	<p>四〇 公印の寸法中改正 四一 警察予備隊本部組織 規程中改正 四二 地方公共団体手続料 規則中改正 四三 法務局及び地方法務 局の支局及び出張所 設置規則中改正 四四 登記事務委任規則中 改正 四五 法務局及び地方法務 局の支局及び出張所 設置規則中改正</p>	<p>四〇 公印の寸法中改正 四一 警察予備隊本部組織 規程中改正 四二 地方公共団体手続料 規則中改正 四三 法務局及び地方法務 局の支局及び出張所 設置規則中改正 四四 登記事務委任規則中 改正 四五 法務局及び地方法務 局の支局及び出張所 設置規則中改正</p>	<p>四〇 公印の寸法中改正 四一 警察予備隊本部組織 規程中改正 四二 地方公共団体手続料 規則中改正 四三 法務局及び地方法務 局の支局及び出張所 設置規則中改正 四四 登記事務委任規則中 改正 四五 法務局及び地方法務 局の支局及び出張所 設置規則中改正</p>	<p>四〇 公印の寸法中改正 四一 警察予備隊本部組織 規程中改正 四二 地方公共団体手続料 規則中改正 四三 法務局及び地方法務 局の支局及び出張所 設置規則中改正 四四 登記事務委任規則中 改正 四五 法務局及び地方法務 局の支局及び出張所 設置規則中改正</p>
<p>省令</p> <p>●外務省 一四 外務省職員定数規程 中改正 一五 同右 一六 在スエドヤホルム日 本政府在在外事務所等</p>	<p>●外務省 一四 外務省職員定数規程 中改正 一五 同右 一六 在スエドヤホルム日 本政府在在外事務所等</p>	<p>●外務省 一四 外務省職員定数規程 中改正 一五 同右 一六 在スエドヤホルム日 本政府在在外事務所等</p>	<p>●外務省 一四 外務省職員定数規程 中改正 一五 同右 一六 在スエドヤホルム日 本政府在在外事務所等</p>	<p>●外務省 一四 外務省職員定数規程 中改正 一五 同右 一六 在スエドヤホルム日 本政府在在外事務所等</p>
<p>省令</p> <p>●農林省 一七 農林省職員定数規程 中改正 一八 同右 一九 同右 二〇 同右 二一 同右 二二 同右 二三 同右 二四 同右 二五 同右 二六 同右 二七 同右 二八 同右 二九 同右 三〇 同右 三一 同右 三二 同右 三三 同右 三四 同右 三五 同右 三六 同右 三七 同右 三八 同右 三九 同右 四〇 同右 四一 同右 四二 同右 四三 同右 四四 同右 四五 同右 四六 同右 四七 同右 四八 同右 四九 同右 五〇 同右 五一 同右 五二 同右 五三 同右 五四 同右 五五 同右 五六 同右 五七 同右 五八 同右 五九 同右 六〇 同右 六一 同右 六二 同右 六三 同右 六四 同右 六五 同右 六六 同右 六七 同右 六八 同右 六九 同右 七〇 同右 七一 同右 七二 同右 七三 同右 七四 同右 七五 同右 七六 同右 七七 同右 七八 同右 七九 同右 八〇 同右 八一 同右 八二 同右 八三 同右 八四 同右 八五 同右 八六 同右 八七 同右 八八 同右 八九 同右 九〇 同右 九一 同右 九二 同右 九三 同右 九四 同右 九五 同右 九六 同右 九七 同右 九八 同右 九九 同右 一〇〇 同右</p>	<p>●農林省 一七 農林省職員定数規程 中改正 一八 同右 一九 同右 二〇 同右 二一 同右 二二 同右 二三 同右 二四 同右 二五 同右 二六 同右 二七 同右 二八 同右 二九 同右 三〇 同右 三一 同右 三二 同右 三三 同右 三四 同右 三五 同右 三六 同右 三七 同右 三八 同右 三九 同右 四〇 同右 四一 同右 四二 同右 四三 同右 四四 同右 四五 同右 四六 同右 四七 同右 四八 同右 四九 同右 五〇 同右 五一 同右 五二 同右 五三 同右 五四 同右 五五 同右 五六 同右 五七 同右 五八 同右 五九 同右 六〇 同右 六一 同右 六二 同右 六三 同右 六四 同右 六五 同右 六六 同右 六七 同右 六八 同右 六九 同右 七〇 同右 七一 同右 七二 同右 七三 同右 七四 同右 七五 同右 七六 同右 七七 同右 七八 同右 七九 同右 八〇 同右 八一 同右 八二 同右 八三 同右 八四 同右 八五 同右 八六 同右 八七 同右 八八 同右 八九 同右 九〇 同右 九一 同右 九二 同右 九三 同右 九四 同右 九五 同右 九六 同右 九七 同右 九八 同右 九九 同右 一〇〇 同右</p>	<p>●農林省 一七 農林省職員定数規程 中改正 一八 同右 一九 同右 二〇 同右 二一 同右 二二 同右 二三 同右 二四 同右 二五 同右 二六 同右 二七 同右 二八 同右 二九 同右 三〇 同右 三一 同右 三二 同右 三三 同右 三四 同右 三五 同右 三六 同右 三七 同右 三八 同右 三九 同右 四〇 同右 四一 同右 四二 同右 四三 同右 四四 同右 四五 同右 四六 同右 四七 同右 四八 同右 四九 同右 五〇 同右 五一 同右 五二 同右 五三 同右 五四 同右 五五 同右 五六 同右 五七 同右 五八 同右 五九 同右 六〇 同右 六一 同右 六二 同右 六三 同右 六四 同右 六五 同右 六六 同右 六七 同右 六八 同右 六九 同右 七〇 同右 七一 同右 七二 同右 七三 同右 七四 同右 七五 同右 七六 同右 七七 同右 七八 同右 七九 同右 八〇 同右 八一 同右 八二 同右 八三 同右 八四 同右 八五 同右 八六 同右 八七 同右 八八 同右 八九 同右 九〇 同右 九一 同右 九二 同右 九三 同右 九四 同右 九五 同右 九六 同右 九七 同右 九八 同右 九九 同右 一〇〇 同右</p>	<p>●農林省 一七 農林省職員定数規程 中改正 一八 同右 一九 同右 二〇 同右 二一 同右 二二 同右 二三 同右 二四 同右 二五 同右 二六 同右 二七 同右 二八 同右 二九 同右 三〇 同右 三一 同右 三二 同右 三三 同右 三四 同右 三五 同右 三六 同右 三七 同右 三八 同右 三九 同右 四〇 同右 四一 同右 四二 同右 四三 同右 四四 同右 四五 同右 四六 同右 四七 同右 四八 同右 四九 同右 五〇 同右 五一 同右 五二 同右 五三 同右 五四 同右 五五 同右 五六 同右 五七 同右 五八 同右 五九 同右 六〇 同右 六一 同右 六二 同右 六三 同右 六四 同右 六五 同右 六六 同右 六七 同右 六八 同右 六九 同右 七〇 同右 七一 同右 七二 同右 七三 同右 七四 同右 七五 同右 七六 同右 七七 同右 七八 同右 七九 同右 八〇 同右 八一 同右 八二 同右 八三 同右 八四 同右 八五 同右 八六 同右 八七 同右 八八 同右 八九 同右 九〇 同右 九一 同右 九二 同右 九三 同右 九四 同右 九五 同右 九六 同右 九七 同右 九八 同右 九九 同右 一〇〇 同右</p>	<p>●農林省 一七 農林省職員定数規程 中改正 一八 同右 一九 同右 二〇 同右 二一 同右 二二 同右 二三 同右 二四 同右 二五 同右 二六 同右 二七 同右 二八 同右 二九 同右 三〇 同右 三一 同右 三二 同右 三三 同右 三四 同右 三五 同右 三六 同右 三七 同右 三八 同右 三九 同右 四〇 同右 四一 同右 四二 同右 四三 同右 四四 同右 四五 同右 四六 同右 四七 同右 四八 同右 四九 同右 五〇 同右 五一 同右 五二 同右 五三 同右 五四 同右 五五 同右 五六 同右 五七 同右 五八 同右 五九 同右 六〇 同右 六一 同右 六二 同右 六三 同右 六四 同右 六五 同右 六六 同右 六七 同右 六八 同右 六九 同右 七〇 同右 七一 同右 七二 同右 七三 同右 七四 同右 七五 同右 七六 同右 七七 同右 七八 同右 七九 同右 八〇 同右 八一 同右 八二 同右 八三 同右 八四 同右 八五 同右 八六 同右 八七 同右 八八 同右 八九 同右 九〇 同右 九一 同右 九二 同右 九三 同右 九四 同右 九五 同右 九六 同右 九七 同右 九八 同右 九九 同右 一〇〇 同右</p>

五七 医療法施行規則中改正 二九二

五八 正
乳、乳製品及び類似乳製品の成分規格等に関する省令制定 食品衛生法施行規則中改正 一〇一六

●農林省
一〇九 漁船保険法施行規則中改正 二六九

一一〇 食糧管理法施行規則中改正 一〇一〇

一一一 かつこ又はおつとせの醸皮及びその製品の製造等の制限に関する省令制定 獸 虎臨牝獸獵取辦法施行規則中改正 二五三

一二二 國營競馬における馬投票法の臨時特例に関する省令廃止 二六三

一二三 農業共済再保険特別會計規則に基く農作物共済及び畜産共済に係る再保険金の徴収額の限度に関する省令 二八二

一二四 農作物計調査規則制定 業務報告事務所調査に関する省令廃止 二九七

一二五 油糧糧給調整規則制定 旧件廃止 三〇〇

一二六 飼料供給調整規則中改正 三〇〇

一二七 農地調整法施行規則中改正 三〇二

一二八 自任農産物特別措置法施行規則中改正 三〇二

一二九 自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行規則 三三三

一三〇 開拓行政管理局規則の一部改正 三三三

一三一 飲食営業臨時規程法施行規則中改正 三三三

一三二 自作農創設特別措置法第四十六條に基く固有農地への一時貸付に関する規則中改正 三三六

●農林省、通商産業省
八 指定生産資材割当規則中改正 三三〇

●農林省、運輸省
六 水産業協同組合法による倉庫証券発行の許可等に関する省令 三三三

●通商産業省
七八 指定輸入自動車等販売規則 三八二

七九 ガス使用制限規則廃止 三八二

八〇 綿紡復元に関する件等廃止 三八二

八一 アルコール売捌規則中改正 三八九

八二 臨時機械機設備制限規則中改正 三九〇

八三 指定消費者用石油製品配給規則中改正 三九二

八四 連合個人工業所有権譲渡指掌令施行規則中改正 三九二

八五 小型自動車競走法施行規則中改正 三九二

八六 小型自動車競走場、手登録規則中改正 三九三

八七 保安技術講習所規則中改正 三九三

八八 火災類取替法施行規則制定 銃砲火災類取替法施行規則等廃止、金屬鉱山等保安規則等中改正 三九三

●通商産業省、労働省
一 鉱山保安法第二條第三項但書の附屬施設の備用を定める省令 三九三

●運輸省
七三 船員教育機関組織規程中改正 三九三

七四 臨時船舶管理法施行規則中改正 三九七

七五 日本国有鉄道部内教職員員の適格審査に関する規程 三九七

七六 船員外航従事令施行規則 四〇〇

●航海訓練所規則等中改正 四〇三

七八 不動産登記の概託職員を指定する省令等中改正 四〇三

七九 巴拿馬運河噸税證書交付規則等中改正 四〇三

八〇 通運業者職員定数規程中改正 四〇三

八一 第一号の規程に基く取換票の指定に関する省令中改正 四〇三

八二 先入者試験/受験票第三項アルル件等廃止 四〇三

八三 自動車用石油製品割当規則中改正 四〇三

●郵政省
一四 アメリカ合衆国から渡来された外國郵便為替の取扱に関する規則 四〇三

●労働省
二八 労働基準法施行規則中改正 四〇三

二九 職業安定法施行規則中改正 四〇三

三〇 技能者養成指導員資格検定の手数料に関する件 中改正 四〇三

●建設省
三五 空中写真利用規則 四〇三

三六 建設省地方支分部局組織規程中改正 四〇三

三七 昭和二十五年建設省令第三十三号の規定の一部の施行期日を定める省令 四〇三

三八 建築士法施行規則 四〇三

●本部分令
●農林省、経済安定本部
二 農産物取締法施行規則中改正 四〇三

●本部令
二一 労働統制令施行規則中改正 四〇三

●人事院
八二 職員員の兼職に関する件 中改正 四〇三

九一 特別俸給表の適用範囲に関する件 中改正 四〇三

九二 特別俸給表の適用範囲に関する件 中改正 四〇三

九三 俸給の調整額に関する件 中改正 四〇三

九四 一職員の健康診断に関する件 四〇三

九五 職員が官職以外の職務又は業務に従事する場合に関する件 四〇三

九六 日本学術会議 四〇三

九七 日本学術会議事務局組織規程中改正 四〇三

九八 國家公安委員会 四〇三

九九 農林省警察基本規程中改正 四〇三

一〇〇 外國為替管理委員会 四〇三

一〇一 外國為替集中規則中改正 四〇三

一〇二 特別預金約定の整理に関する規則中改正 四〇三

一〇三 電波監理委員会 四〇三

一〇四 電波監理委員会の行う公益法人の設立の許可等の手続に関する規則 四〇三

一〇五 文化財保護委員会 四〇三

一〇六 史跡名勝天然記念物を管理し、地方公共団体を指定する規則 四〇三

一〇七 埋蔵文化財発掘届出規則 四〇三

一〇八 遺跡発掘届出費規則 四〇三

●地理院
一〇九 専攻院知事の選挙に関する件 四〇三

一一〇 電業法による電中継 四〇三

一一一 同右 四〇三

一一二 同右 四〇三

一一三 同右 四〇三

一一四 同右 四〇三

一一五 同右 四〇三

一一六 同右 四〇三

一一七 同右 四〇三

一一八 同右 四〇三

一一九 同右 四〇三

一二〇 同右 四〇三

一二一 同右 四〇三

一二二 同右 四〇三

一二三 同右 四〇三

一二四 同右 四〇三

一二五 同右 四〇三

一二六 同右 四〇三

一二七 同右 四〇三

一二八 同右 四〇三

一二九 同右 四〇三

一三〇 同右 四〇三

一三一 同右 四〇三

一三二 同右 四〇三

一三三 同右 四〇三

一三四 同右 四〇三

一三五 同右 四〇三

一三六 同右 四〇三

一三七 同右 四〇三

一三八 同右 四〇三

一三九 同右 四〇三

一四〇 同右 四〇三

一四一 同右 四〇三

一四二 同右 四〇三

一四三 同右 四〇三

一四四 同右 四〇三

一四五 同右 四〇三

一四六 同右 四〇三

一四七 同右 四〇三

一四八 同右 四〇三

一四九 同右 四〇三

一五〇 同右 四〇三

一五一 同右 四〇三

一五二 同右 四〇三

一五三 同右 四〇三

一五四 同右 四〇三

一五五 同右 四〇三

一五六 同右 四〇三

一五七 同右 四〇三

一五八 同右 四〇三

一五九 同右 四〇三

一六〇 同右 四〇三

一六一 同右 四〇三

一六二 同右 四〇三

一六三 同右 四〇三

一六四 同右 四〇三

一六五 同右 四〇三

一六六 同右 四〇三

一六七 同右 四〇三

一六八 同右 四〇三

一六九 同右 四〇三

一七〇 同右 四〇三

一七一 同右 四〇三

一七二 同右 四〇三

一七三 同右 四〇三

一七四 同右 四〇三

一七五 同右 四〇三

一七六 同右 四〇三

一七七 同右 四〇三

一七八 同右 四〇三

一七九 同右 四〇三

一八〇 同右 四〇三

一八一 同右 四〇三

一八二 同右 四〇三

一八三 同右 四〇三

一八四 同右 四〇三

一八五 同右 四〇三

一八六 同右 四〇三

一八七 同右 四〇三

一八八 同右 四〇三

一八九 同右 四〇三

一九〇 同右 四〇三

一九一 同右 四〇三

一九二 同右 四〇三

一九三 同右 四〇三

一九四 同右 四〇三

一九五 同右 四〇三

一九六 同右 四〇三

一九七 同右 四〇三

一九八 同右 四〇三

一九九 同右 四〇三

二〇〇 同右 四〇三

二〇一 同右 四〇三

二〇二 同右 四〇三

二〇三 同右 四〇三

二〇四 同右 四〇三

二〇五 同右 四〇三

二〇六 同右 四〇三

二〇七 同右 四〇三

二〇八 同右 四〇三

二〇九 同右 四〇三

二一〇 同右 四〇三

二一一 同右 四〇三

二一二 同右 四〇三

二一三 同右 四〇三

二一四 同右 四〇三

二一五 同右 四〇三

二一六 同右 四〇三

二一七 同右 四〇三

二一八 同右 四〇三

二一九 同右 四〇三

二二〇 同右 四〇三

二二一 同右 四〇三

二二二 同右 四〇三

二二三 同右 四〇三

二二四 同右 四〇三

二二五 同右 四〇三

二二六 同右 四〇三

二二七 同右 四〇三

二二八 同右 四〇三

二二九 同右 四〇三

二三〇 同右 四〇三

二三一 同右 四〇三

二三二 同右 四〇三

二三三 同右 四〇三

二三四 同右 四〇三

二三五 同右 四〇三

二三六 同右 四〇三

二三七 同右 四〇三

二三八 同右 四〇三

二三九 同右 四〇三

二四〇 同右 四〇三

二四一 同右 四〇三

二四二 同右 四〇三

二四三 同右 四〇三

二四四 同右 四〇三

二四五 同右 四〇三

二四六 同右 四〇三

二四七 同右 四〇三

二四八 同右 四〇三

二四九 同右 四〇三

二五〇 同右 四〇三

二五一 同右 四〇三

二五二 同右 四〇三

二五三 同右 四〇三

二五四 同右 四〇三

二五五 同右 四〇三

二五六 同右 四〇三

二五七 同右 四〇三

二五八 同右 四〇三

二五九 同右 四〇三

二六〇 同右 四〇三

二六一 同右 四〇三

二六二 同右 四〇三

二六三 同右 四〇三

二六四 同右 四〇三

二六五 同右 四〇三

二六六 同右 四〇三

二六七 同右 四〇三

二六八 同右 四〇三

二六九 同右 四〇三

二七〇 同右 四〇三

二七一 同右 四〇三

二七二 同右 四〇三

二七三 同右 四〇三

二七四 同右 四〇三

二七五 同右 四〇三

二七六 同右 四〇三

二七七 同右 四〇三

二七八 同右 四〇三

二七九 同右 四〇三

二八〇 同右 四〇三

二八一 同右 四〇三

二八二 同右 四〇三

二八三 同右 四〇三

二八四 同右 四〇三

二八五 同右 四〇三

二八六 同右 四〇三

二八七 同右 四〇三

二八八 同右 四〇三

二八九 同右 四〇三

二九〇 同右 四〇三

二九一 同右 四〇三

二九二 同右 四〇三

二九三 同右 四〇三

二九四 同右 四〇三

二九五 同右 四〇三

二九六 同右 四〇三

二九七 同右 四〇三

二九八 同右 四〇三

二九九 同右 四〇三

三〇〇 同右 四〇三

三〇一 同右 四〇三

三〇二 同右 四〇三

三〇三 同右 四〇三

三〇四 同右 四〇三

三〇五 同右 四〇三

三〇六 同右 四〇三

三〇七 同右 四〇三

三〇八 同右 四〇三

三〇九 同右 四〇三

三一〇 同右 四〇三

一〇八	日本国有鉄道施設 空局の無線設備の設 置場所変更の承認	一三〇	同右	五五七			
一〇九	中央気象台施設固定 局の無線設備変更工 事の承認	一三三	同右	五五七			
一一〇	同右の周波数の指定 変更	一三五	同右	五五七			
一一一	同右	一三七	同右	五五七			
一一二	同右	一三八	電波法による無線局 の承認	五五七			
一一三	海上保安庁施設海岸 局の無線設備変更工 事の承認	一三九	同右	五五七			
一一四	同右警備空局の右 局の無線設備変更工 事の承認	一四〇	同右	五五七			
一一五	中央気象台施設固定 局の周波数の指定変 更	一四一	同右	五五七			
一一六	同右	一四二	同右	五五七			
一一七	三重県水産試験場長 産養育場用の無線設 備変更工事の許可	一四三	同右	五五七			
一一八	日本国有鉄道施設非 常局の周波数の指定 変更	一四四	電波法による無線局 の承認	五五七			
一一九	無線免許手続規則に よる無線局の免許	一四五	同右	五五七			
一二〇	同右	一四六	同右	五五七			
一二一	電波法による無線局 の承認	一四七	同右	五五七			
一二二	同右	一四八	同右	五五七			
一二三	同右	一四九	同右	五五七			
一二四	同右	一五〇	同右	五五七			
一二五	同右	一五一	同右	五五七			
一二六	同右	一五二	同右	五五七			
一二七	電波法による無線局 の免許	一五三	同右	五五七			
一二八	同右	一五四	同右	五五七			
一二九	同右	一五五	同右	五五七			
一三〇	同右	一五六	同右	五五七			
一三一	同右	一五七	同右	五五七			
一三二	同右	一五八	同右	五五七			
一三三	同右	一五九	同右	五五七			
一三四	同右	一六〇	同右	五五七			
一三五	同右	一六一	同右	五五七			
一三六	同右	一六二	同右	五五七			
一三七	同右	一六三	同右	五五七			
一三八	同右	一六四	同右	五五七			
一三九	同右	一六五	同右	五五七			
一四〇	同右	一六六	同右	五五七			
一四一	同右	一六七	同右	五五七			
一四二	同右	一六八	同右	五五七			
一四三	同右	一六九	同右	五五七			
一四四	同右	一七〇	同右	五五七			
一四五	同右	一七一	同右	五五七			
一四六	同右	一七二	同右	五五七			
一四七	同右	一七三	同右	五五七			
一四八	同右	一七四	同右	五五七			
一四九	同右	一七五	同右	五五七			
一五〇	同右	一七六	同右	五五七			
一五一	同右	一七七	同右	五五七			
一五二	同右	一七八	同右	五五七			
一五三	同右	一七九	同右	五五七			
一五四	同右	一八〇	同右	五五七			
一五五	同右	一八一	同右	五五七			
一五六	同右	一八二	同右	五五七			
一五七	同右	一八三	同右	五五七			
一五八	同右	一八四	同右	五五七			
一五九	同右	一八五	同右	五五七			
一六〇	同右	一八六	同右	五五七			
一六一	同右	一八七	同右	五五七			
一六二	同右	一八八	同右	五五七			
一六三	同右	一八九	同右	五五七			
一六四	同右	一九〇	同右	五五七			
一六五	同右	一九一	同右	五五七			
一六六	同右	一九二	同右	五五七			
一六七	同右	一九三	同右	五五七			
一六八	同右	一九四	同右	五五七			
一六九	同右	一九五	同右	五五七			
一七〇	同右	一九六	同右	五五七			
一七一	同右	一九七	同右	五五七			
一七二	同右	一九八	同右	五五七			
一七三	同右	一九九	同右	五五七			
一七四	同右	二〇〇	同右	五五七			
一七五	同右	二〇一	同右	五五七			
一七六	同右	二〇二	同右	五五七			
一七七	同右	二〇三	同右	五五七			
一七八	同右	二〇四	同右	五五七			
一七九	同右	二〇五	同右	五五七			
一八〇	同右	二〇六	同右	五五七			
一八一	同右	二〇七	同右	五五七			
一八二	同右	二〇八	同右	五五七			
一八三	同右	二〇九	同右	五五七			
一八四	同右	二一〇	同右	五五七			
一八五	同右	二一一	同右	五五七			
一八六	同右	二一二	同右	五五七			
一八七	同右	二一三	同右	五五七			
一八八	同右	二一四	同右	五五七			
一八九	同右	二一五	同右	五五七			
一九〇	同右	二一六	同右	五五七			
一九一	同右	二一七	同右	五五七			
一九二	同右	二一八	同右	五五七			
一九三	同右	二一九	同右	五五七			
一九四	同右	二二〇	同右	五五七			
一九五	同右	二二一	同右	五五七			
一九六	同右	二二二	同右	五五七			
一九七	同右	二二三	同右	五五七			
一九八	同右	二二四	同右	五五七			
一九九	同右	二二五	同右	五五七			
二〇〇	同右	二二六	同右	五五七			
二〇一	同右	二二七	同右	五五七			
二〇二	同右	二二八	同右	五五七			
二〇三	同右	二二九	同右	五五七			
二〇四	同右	二三〇	同右	五五七			
二〇五	同右	二三一	同右	五五七			
二〇六	同右	二三二	同右	五五七			
二〇七	同右	二三三	同右	五五七			
二〇八	同右	二三四	同右	五五七			
二〇九	同右	二三五	同右	五五七			
二一〇	同右	二三六	同右	五五七			
二一一	同右	二三七	同右	五五七			
二一二	同右	二三八	同右	五五七			
二一三	同右	二三九	同右	五五七			
二一四	同右	二四〇	同右	五五七			
二一五	同右	二四一	同右	五五七			
二一六	同右	二四二	同右	五五七			
二一七	同右	二四三	同右	五五七			
二一八	同右	二四四	同右	五五七			
二一九	同右	二四五	同右	五五七			
二二〇	同右	二四六	同右	五五七			
二二一	同右	二四七	同右	五五七			
二二二	同右	二四八	同右	五五七			
二二三	同右	二四九	同右	五五七			
二二四	同右	二五〇	同右	五五七			
二二五	同右	二五一	同右	五五七			
二二六	同右	二五二	同右	五五七			
二二七	同右	二五三	同右	五五七			
二二八	同右	二五四	同右	五五七			
二二九	同右	二五五	同右	五五七			
二三〇	同右	二五六	同右	五五七			
二三一	同右	二五七	同右	五五七			
二三二	同右	二五八	同右	五五七			
二三三	同右	二五九	同右	五五七			
二三四	同右	二六〇	同右	五五七			
二三五	同右	二六一	同右	五五七			
二三六	同右	二六二	同右	五五七			
二三七	同右	二六三	同右	五五七			
二三八	同右	二六四	同右	五五七			
二三九	同右	二六五	同右	五五七			
二四〇	同右	二六六	同右	五五七			
二四一	同右	二六七	同右	五五七			
二四二	同右	二六八	同右	五五七			
二四三	同右	二六九	同右	五五七			
二四四	同右	二七〇	同右	五五七			
二四五	同右	二七一	同右	五五七			
二四六	同右	二七二	同右	五五七			
二四七	同右	二七三	同右	五五七			
二四八	同右	二七四	同右	五五七			
二四九	同右	二七五	同右	五五七			
二五〇	同右	二七六	同右	五五七			
二五一	同右	二七七	同右	五五七			
二五二	同右	二七八	同右	五五七			
二五三	同右	二七九	同右	五五七			
二五四	同右	二八〇	同右	五五七			
二五五	同右	二八一	同右	五五七			
二五六	同右	二八二	同右	五五七			
二五七	同右	二八三	同右	五五七			
二五八	同右	二八四	同右	五五七			
二五九	同右	二八五	同右	五五七			
二六〇	同右	二八六	同右	五五七			
二六一	同右	二八七	同右	五五七			
二六二	同右	二八八	同右	五五七			
二六三	同右	二八九	同右	五五七			
二六四	同右	二九〇	同右	五五七			
二六五	同右	二九一	同右	五五七			
二六六	同右	二九二	同右	五五七			
二六七	同右	二九三	同右	五五七			
二六八	同右	二九四	同右	五五七			
二六九	同右	二九五	同右	五五七			
二七〇	同右	二九六	同右	五五七			
二七一	同右	二九七	同右	五五七			
二七二	同右	二九八	同右	五五七			
二七三	同右	二九九	同右	五五七			
二七四	同右	三〇〇	同右	五五七			
二七五	同右	三〇一	同右	五五七			
二七六	同右	三〇二	同右	五五七			
二七七	同右	三〇三	同右	五五七			
二七八	同右	三〇四	同右	五五七			
二七九	同右	三〇五	同右	五五七			
二八〇	同右	三〇六	同右	五五七			
二八一	同右	三〇七	同右	五五七			
二八二	同右	三〇八	同右	五五七			
二八三	同右	三〇九	同右	五五七			
二八四	同右	三一〇	同右	五五七			
二八五	同右	三一一	同右	五五七			
二八六	同右	三一二	同右	五五七			
二八七	同右	三一三	同右	五五七			
二八八	同右	三一四	同右	五五七			
二八九	同右	三一五	同右	五五七			
二九〇	同右	三一六	同右	五五七			
二九一	同右	三一七	同右	五五七			
二九二	同右	三一八	同右	五五七			
二九三	同右	三一九	同右	五五七			
二九四	同右						

二六四	特定医薬品及びその指定解除	三三〇	二八〇	日綿実業健康保険組合の設立認可	三三三	三三一	保安林に編入しない地域(同)	三三三	三三〇	家畜衛生講習会規程の特種講習会開催に関する告示中改正	三三三	一九〇	輸入に関する事項の公表第十九回中改正	三三三
二六三	臨時海難検疫施行の指定解除	三〇六	二七九	使用内用薬、使用外用薬及び使用注射薬の購入価格に関する基準	三三三	三〇九	肥料の登録	三三三	三〇九	肥料の登録理由	三三三	一八九	工業標準化法施行規則により玉軸受等の輸入に指定	三三三
二六二	日本化成化学健康保険組合の設立認可	三〇六	二七八	食品衛生法に及び食品、添加物器具及び容器包装の規格及び基準を定める件中正	三三三	三〇八	管理委員会指定食糧管理法施行令の一部を改正する政令	三三三	三〇八	食糧管理法施行令の一部を改正する政令	三三三	一八八	鉱工業品の品目指定の公表に関する件中正	三三三
二六一	憲法案品健康保険組合従たる事務所廃止	三〇六	二七七	国民健康保険費負担増徴率指定規程	三三三	三〇七	農林省管理する事務を管理する事務管理委員会の設置	三三三	三〇七	農林省管理する事務を管理する事務管理委員会の設置	三三三	一八七	通商産業省生産動態統計調査規則による業務指定等の件中正	三三三
二六〇	大日本製薬健康保険組合従たる事務所設置	三〇六	二七六	国民健康保険費負担増徴率指定規程	三三三	三〇六	農林省管理する事務を管理する事務管理委員会の設置	三三三	三〇六	農林省管理する事務を管理する事務管理委員会の設置	三三三	一八六	石油製品配給規則により割当の停止もを受けた旨の表示の様式指定	三三三
二五九	健康保険法附則中改正	三〇六	二七五	理容師養成所指定健康保険法及び船員保険法附則中改正	三三三	三〇五	農林省管理する事務を管理する事務管理委員会の設置	三三三	三〇五	農林省管理する事務を管理する事務管理委員会の設置	三三三	一八五	電気計器の型式承認	三三三
二五八	健康保険法附則中改正	三〇六	二七四	理容師養成所指定健康保険法及び船員保険法附則中改正	三三三	三〇四	農林省管理する事務を管理する事務管理委員会の設置	三三三	三〇四	農林省管理する事務を管理する事務管理委員会の設置	三三三	一八四	同右第二十六回中改正	三三三
二五七	医療法施行規則による保健師指定	三〇六	二七三	婚姻届所の設置認可	三三三	三〇三	同右	三三三	三〇三	同右	三三三	一八三	輸入に関する事項の公表(第三十二回)	三三三
二五六	船舶所有者の組織する団体の指定に関する件中正	三〇六	二七二	甲種有価証券成所の承認	三三三	三〇二	同右	三三三	三〇二	同右	三三三	一八二	同右	三三三
二六六	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二七一	健康保険法附則中改正	三三三	三〇一	同右	三三三	三〇一	同右	三三三	一八一	電気計器の型式承認	三三三
六六	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二七〇	健康保険法附則中改正	三三三	二九九	同右	三三三	二九九	同右	三三三	一八〇	同右	三三三
六五	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二六九	健康保険法附則中改正	三三三	二九八	同右	三三三	二九八	同右	三三三	一七九	同右	三三三
六四	昭和二十七年以降に使用する教科用圖書の検定申請予定について	三〇六	二六八	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二九七	同右	三三三	二九七	同右	三三三	一七八	同右	三三三
六三	教科用圖書検定申請の種目受理	三〇六	二六七	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二九六	同右	三三三	二九六	同右	三三三	一七七	同右	三三三
六二	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二六六	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二九五	同右	三三三	二九五	同右	三三三	一七六	同右	三三三
六七	財団法人国際文化カレッジの通信教育認定	三〇六	二六五	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二九四	同右	三三三	二九四	同右	三三三	一七五	同右	三三三
六〇	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二六四	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二九三	同右	三三三	二九三	同右	三三三	一七四	同右	三三三
五九	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二六三	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二九二	同右	三三三	二九二	同右	三三三	一七三	同右	三三三
五八	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二六二	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二九一	同右	三三三	二九一	同右	三三三	一七二	同右	三三三
五七	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二六一	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二九〇	同右	三三三	二九〇	同右	三三三	一七一	同右	三三三
五六	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二六〇	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二八九	同右	三三三	二八九	同右	三三三	一七〇	同右	三三三
五五	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二五九	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二八八	同右	三三三	二八八	同右	三三三	一六九	同右	三三三
五四	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二五八	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二八七	同右	三三三	二八七	同右	三三三	一六八	同右	三三三
五三	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二五七	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二八六	同右	三三三	二八六	同右	三三三	一六七	同右	三三三
五二	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二五六	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二八五	同右	三三三	二八五	同右	三三三	一六六	同右	三三三
五一	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二五五	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二八四	同右	三三三	二八四	同右	三三三	一六五	同右	三三三
五〇	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二五四	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二八三	同右	三三三	二八三	同右	三三三	一六四	同右	三三三
四九	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二五三	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二八二	同右	三三三	二八二	同右	三三三	一六三	同右	三三三
四八	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二五二	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二八一	同右	三三三	二八一	同右	三三三	一六二	同右	三三三
四七	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二五一	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二八〇	同右	三三三	二八〇	同右	三三三	一六一	同右	三三三
四六	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二五〇	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二七九	同右	三三三	二七九	同右	三三三	一六〇	同右	三三三
四五	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二四九	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二七八	同右	三三三	二七八	同右	三三三	一五九	同右	三三三
四四	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二四八	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二七七	同右	三三三	二七七	同右	三三三	一五八	同右	三三三
四三	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二四七	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二七六	同右	三三三	二七六	同右	三三三	一五七	同右	三三三
四二	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二四六	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二七五	同右	三三三	二七五	同右	三三三	一五六	同右	三三三
四一	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二四五	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二七四	同右	三三三	二七四	同右	三三三	一五五	同右	三三三
四〇	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二四四	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二七三	同右	三三三	二七三	同右	三三三	一五四	同右	三三三
三九	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二四三	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二七二	同右	三三三	二七二	同右	三三三	一五三	同右	三三三
三八	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二四二	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二七一	同右	三三三	二七一	同右	三三三	一五二	同右	三三三
三七	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二四一	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二七〇	同右	三三三	二七〇	同右	三三三	一五一	同右	三三三
三六	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二四〇	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二六九	同右	三三三	二六九	同右	三三三	一五〇	同右	三三三
三五	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二三九	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二六八	同右	三三三	二六八	同右	三三三	一四九	同右	三三三
三四	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二三八	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二六七	同右	三三三	二六七	同右	三三三	一四八	同右	三三三
三三	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二三七	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二六六	同右	三三三	二六六	同右	三三三	一四七	同右	三三三
三二	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二三六	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二六五	同右	三三三	二六五	同右	三三三	一四六	同右	三三三
三一	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二三五	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二六四	同右	三三三	二六四	同右	三三三	一四五	同右	三三三
三〇	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二三四	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二六三	同右	三三三	二六三	同右	三三三	一四四	同右	三三三
二九	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二三三	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二六二	同右	三三三	二六二	同右	三三三	一四三	同右	三三三
二八	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二三二	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二六一	同右	三三三	二六一	同右	三三三	一四二	同右	三三三
二七	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二三一	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二六〇	同右	三三三	二六〇	同右	三三三	一四一	同右	三三三
二六	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二三〇	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二五九	同右	三三三	二五九	同右	三三三	一四〇	同右	三三三
二五	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二二九	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二五八	同右	三三三	二五八	同右	三三三	一三九	同右	三三三
二四	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二二八	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二五七	同右	三三三	二五七	同右	三三三	一三八	同右	三三三
二三	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二二七	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二五六	同右	三三三	二五六	同右	三三三	一三七	同右	三三三
二二	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二二六	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二五五	同右	三三三	二五五	同右	三三三	一三六	同右	三三三
二一	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二二五	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二五四	同右	三三三	二五四	同右	三三三	一三五	同右	三三三
二〇	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二二四	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二五三	同右	三三三	二五三	同右	三三三	一三四	同右	三三三
一九	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二二三	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二五二	同右	三三三	二五二	同右	三三三	一三三	同右	三三三
一八	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二二二	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二五一	同右	三三三	二五一	同右	三三三	一三二	同右	三三三
一七	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二二一	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二五〇	同右	三三三	二五〇	同右	三三三	一三一	同右	三三三
一六	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二二〇	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二四九	同右	三三三	二四九	同右	三三三	一三〇	同右	三三三
一五	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二一九	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二四八	同右	三三三	二四八	同右	三三三	一二九	同右	三三三
一四	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二一八	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二四七	同右	三三三	二四七	同右	三三三	一二八	同右	三三三
一三	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二一七	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二四六	同右	三三三	二四六	同右	三三三	一二七	同右	三三三
一二	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二一六	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二四五	同右	三三三	二四五	同右	三三三	一二六	同右	三三三
一一	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二一五	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二四四	同右	三三三	二四四	同右	三三三	一二五	同右	三三三
一〇	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二一四	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二四三	同右	三三三	二四三	同右	三三三	一二四	同右	三三三
九	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二一三	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二四二	同右	三三三	二四二	同右	三三三	一二三	同右	三三三
八	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二一二	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二四一	同右	三三三	二四一	同右	三三三	一二二	同右	三三三
七	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二一一	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二四〇	同右	三三三	二四〇	同右	三三三	一二一	同右	三三三
六	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二一〇	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二三九	同右	三三三	二三九	同右	三三三	一二〇	同右	三三三
五	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二〇九	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二三八	同右	三三三	二三八	同右	三三三	一一九	同右	三三三
四	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二〇八	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二三七	同右	三三三	二三七	同右	三三三	一一八	同右	三三三
三	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二〇七	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二三六	同右	三三三	二三六	同右	三三三	一一七	同右	三三三
二	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二〇六	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二三五	同右	三三三	二三五	同右	三三三	一一六	同右	三三三
一	財団法人農村文化教育会通信教育認定の廃止認可	三〇六	二〇五	帝國纖維株式会社健康保険組合変更	三三三	二三四	同右	三三三	二三四	同右	三三三	一一五	同右	三三三

目録
 一〇一四 信用組合令改正
 一〇一五 積金の種目
 一〇一六 赤信用組合規則
 一〇一七 積金の種目
 一〇一八 同令第十條第一項の大凡し旨の許可
 一〇一九 ついでに提出は推許
 一〇二〇 同令第十條第一項の大凡し旨の許可
 一〇二一 同令第十條第一項の大凡し旨の許可
 一〇二二 同令第十條第一項の大凡し旨の許可
 一〇二三 同令第十條第一項の大凡し旨の許可
 一〇二四 同令第十條第一項の大凡し旨の許可
 一〇二五 同令第十條第一項の大凡し旨の許可
 一〇二六 同令第十條第一項の大凡し旨の許可
 一〇二七 同令第十條第一項の大凡し旨の許可
 一〇二八 同令第十條第一項の大凡し旨の許可
 一〇二九 同令第十條第一項の大凡し旨の許可
 一〇三〇 同令第十條第一項の大凡し旨の許可
 一〇三一 同令第十

